

## 平成29年度第4回総会（月例）議事録

日 時	平成29年7月28日（金） 午前10時開会																											
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																											
出席委員 （19名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> <td>仮屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>外園 義興</td> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> </tr> <tr> <td>脇田 サトエ</td> <td></td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝	園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	外園 義興	堀之内 薫	村山 利清	脇田 サトエ		上四元 正昭			豊留 辰男			福永 大悟			横峯 明人
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																											
有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝																										
園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修																										
永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄																										
外園 義興	堀之内 薫	村山 利清																										
脇田 サトエ		上四元 正昭																										
		豊留 辰男																										
		福永 大悟																										
		横峯 明人																										
欠席委員 （0名）																												
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 永野</p> <p>支局主任 引地、小山田、大小田、吉永、中村、溝川、今吉、陣ヶ尾</p> <p>専門員 橋口、徳永、内田、有田</p> <p>主 査 栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 松元</p>																											
農政総務課	主 査 村田、浜田																											
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>5 非農地認定に関する件</li> <li>6 農地利用変更届出に関する件</li> <li>7 買受適格証明願に関する件</li> <li>8 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>9 相続税の納税猶予に関する件</li> <li>10 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</li> <li>11 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件</li> <li>12 農地法第3条の下限面積について</li> <li>13 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について</li> </ol>																											
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について</li> <li>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>5 農地パトロールについて</li> </ol>																											

議長

開 会 (午前10時)

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第4回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。

次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、有村委員、堂免委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題7.「買受適格証明願に関する件」、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1ページ～7ページ 23件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。  番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、17番委員お願いします。</p>
17番委員	<p>ご報告します。  番号2号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  番号3号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号4号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号5号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  番号6号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。  番号7号、規模拡大、生活資金、所有権移転、売買。  番号8号、規模拡大、生活資金、所有権移転、売買。  番号7、8について補足説明を申し上げます。  申請人の法人は、農地法第2条第3項に規定されている農地所有の条件を満たす農地所有適格法人です。  番号9号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号10号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号11号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。  番号12号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、8番委員お願いします。</p>

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号14号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号16号、相手要望、生活資金、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号22号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。</p> <p>番号23号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」23件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

<b>議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件</b> <b>8 ページ～10 ページ 4 件</b>	
議 長	次に、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 議題 3. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」谷山の番号 3 号の案件が、この第 4 条許可申請に関連するので、併せて審議していただききたいと思います。 まず、本庁、16 番委員お願いします。
16 番委員	ご報告します。 番号 1 号、転用目的・施設等：通路、通路 111.50㎡、駐車場 109.50㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…原野、西・南…市道、北…宅地、境界…擁壁、雨水…自然流下。 この件について、補足して説明いたします。 申請地は、市役所から南西に約 5 km に位置する、西陵団地の東南端に隣接する畑です。 申請人は、申請地の北側に隣接する宅地への通路及び駐車場として、農地法の許可を得ずに、平成 28 年 4 月頃から利用していたもので、今回追認許可を受けようと始末書添付のうえ申請されたものです。 申請人に対しては代理人を通じて、農地を転用する場合は農地法の許可が必要であること、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。 以上です。
議 長	次に、谷山、13 番委員お願いします。
13 番委員	ご報告します。 番号 2 号、一般住宅、住家 1 棟 120.48㎡、駐車場 138.00㎡、庭敷地等 144.52㎡、東・北…里道、西…本人畑、里道、南…本人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。 この件につきましては、11 ページ、5 条許可申請調書、番号 3 と関連がありますので、続けて読み上げます。 番号 3 号、権利の種別：所有権移転、贈与、転用目的・施設等：駐車場、住家 1 棟 120.48㎡、駐車場 138.00㎡、庭敷地等 144.52㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…里道、西…受人畑、里道、南…受人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。 関連する 2 件について、併せて補足説明いたします。 申請地は、JR 五位野駅の東南約 300 m に位置する 3 種 300 m 以内農地です。 今回、申請人は、定年退職に伴い県外から帰郷後の居宅 1 棟の建築を計画しておりますが、所有地に接する東西里道は幅約 1.5 m と狭いことから、拡幅により建築規準を満たしている北側里道沿の隣接地を譲受け、一体利用により住家及び駐車場等用地として総面積 403㎡の申請がなされたものです。 以上です。
議 長	次に、松元、5 番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、植林、杉600本2,308.00㎡、東・西・南…山林、北…山林、里道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号4号、一般住宅、住家1棟84.02㎡、庭敷地等416.98㎡、通路49.14㎡、東…里道、西…他人田、南…宅地、北…本人田、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東に約1.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、借家住まいのため平成29年3月に申請地に隣接する宅地に自宅を建築したところ、自宅の敷地内に隣接する農地を一部含んでいる事が判明し、今回始末書添付の上申請するものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は、事前に農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」4件及び、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号3号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b> 11ページ～17ページ 19件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の18件について審議していただききたいと思っております。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：車庫、車庫1棟20.00㎡、法面105.22㎡、転回場等70.78㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…宅地、南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、東側と北側に接する宅地より1m程下がった低地にあり、一部が法面のため平坦部の面積は約91㎡で、ここに大型バイク4台を保管する車庫1棟を建築するものです。</p> <p>なお、車両の出入については、西側に隣接する譲受人所有の宅地内に北側の里道と接続する既存のスロープがあり、これを通路として利用するものです。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場593.46㎡、緑地437.54㎡、法面96.00㎡、東・南・北…宅地、西…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、ふるさと考古歴史館の西北側近接地の慈眼寺風致地区内に位置しており、都市計画法第58条に規定する全体面積の植栽面積割合20パーセント以上の許可要件に対しては、約39パーセントが緑地となっております。</p> <p>番号4号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟115.93㎡、庭敷地等355.07㎡、東…水路、西…他人田、南…別件農変申請地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、父親の土地を使用貸借により、親子で二世帯住宅1棟を建築するものです。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場237.00㎡、東…他人畑、西…宅地、南…市道、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、譲受人が資材置場として整備した後、貸資材置場として建設業者との間で賃貸契約を締結するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟86.64㎡、庭敷地等244.36㎡、東…水道用地、宅地、西…他人田、南…市道、北…水道用地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟112.62㎡、庭敷地等194.38㎡、東・西・南…里道、北…宅地、貸人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。

1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場1, 696.00㎡、東…宅地、西…墓地、南…山林、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、通路、通路199.00㎡、東…受人畑、西…県道、南…里道、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号10号、使用貸借権、設定、車両置場、車両置場1, 050.00㎡、東…山林、西…宅地、南…私道、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請人は、個人で自動車販売業を営んでいます。</p> <p>今回申請地を、販売目的の自動車の車両置場として利用するものです。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場663.00㎡、通路等27.00㎡、東…里道、西・南…水路、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟59.62㎡、庭敷地等288.38㎡、東…別件5条申請地、西・北…市道、南…宅地、渡人畑、境界…土留、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、共同住宅、共同住宅1棟235.54㎡、駐車場240.00㎡、庭敷地等233.46㎡、東…渡人畑、西…別件5条申請地、宅地、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号12、13について補足説明を申し上げます。</p> <p>番号12、13の農地区分は、昭和35年から昭和42年にかけて農地保全整備事業が行われた第1種農地になりますが申請地の西側と北側に集落が広がっていることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟54.55㎡、庭敷地等337.45㎡、東・北…渡人畑、西…宅地、里道、南…他人畑、雑種地、宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟81.15㎡、庭敷地等399.85㎡、東…山林、西・北…他人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場120.00㎡、法面225.00㎡、通路等404.00㎡、東…市道、西…山林、南…里道、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東に約1.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>譲受人は、申請地近くにある共同墓地を利用しているが、駐車場がなく不便であるため、今回農地法の許可を得て申請地を利用者のための駐車場に転用しようとするものです。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟109.30㎡、庭敷地等474.70㎡、東…宅地、私道、西・北…宅地、渡人畑、南…渡人畑、私道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から東に約3.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>議案書中の周囲の状況及び被害防除計画欄に雨水は里道側溝へとありますが、雨水は南側にあります私道に既設された側溝を通して里道側溝へ流す計画となっております。</p> <p>番号18号、使用貸借権、設定、駐車場、駐車場72.00㎡、車庫1棟94.12㎡、転回場等380.88㎡、東…里道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東に約3kmに位置する第3種農地の都市計画用途区域内農地に該当します。</p> <p>申請地は、平成28年1月に農地法の許可を受けて、駐車場及び自家用車庫に転用しました。その際、使用貸借権設定の申請の予定でありましたが、地目を宅地へ変更後、誤って贈与として申請し許可をとった事がわかったため、今回許可の取消しを行い、あらためて許可申請を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、所有権移転、贈与、一般住宅（贈与）、住家1棟82.94㎡、庭敷地等115.43㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>譲渡人は、平成21年11月26日付けで5条転用許可を受け、一般住宅1棟を建築した申請地を、今回、譲受人である子に贈与するものです。</p> <p>申請地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業が完了するまでは、地目変更登記ができず農地のままであるため、所有権移転登記を行う場合は、不動産登記法上（34条1項4号）農地法の許可が必要であることから申請されたものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号12、13号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が第1種農地である番号12、13号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</b>  <b>18ページ～19ページ 5件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田、松元地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」5件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題5. 非農地認定に関する件 20ページ～24ページ 15件	
議 長	次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号1号、調査結果：1515：杉、檜、孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。1520：杉、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号2号、調査結果：庭敷地として35年経過、現況宅地。 番号3号、調査結果：通路として35年経過、現況道路。 番号4号、調査結果：通路として35年経過、現況道路。 番号5号、調査結果：住家1棟、35年経過、現況宅地。 番号6号、調査結果：住家1棟、22年経過、現況宅地。 番号7号、調査結果：雌竹、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号8号、調査結果：6270-17：住家1棟、43年経過、現況宅地。6270-18：通路として43年経過、現況道路。 以上です。
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4番委員	ご報告します。 番号9号、調査結果：倉庫1棟、33年経過、現況宅地。 番号10号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。 番号11号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号12号、調査結果：唐竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。 番号13号、調査結果：庭敷地として40年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号15号、調査結果：真竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」15件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題6. 農地利用変更届出に関する件</b> <b>25ページ 1件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年8月20日、工事終了日：平成29年9月20日、周囲の状態：東…宅地、西…他人田、南…里道、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、作物…野菜、高さ…0.4m、搬入土…シラス、黒土。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題7. 買受適格証明願に関する件

26ページ～27ページ 2件

議 長	<p>続きます。議題7.「買受適格証明願に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>26ページ、番号1号及び27ページ、番号2号につきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件及び関係する案件でございます。</p> <p>従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(7番委員離席後)</p> <p>それでは、伊敷、4番委員をお願いします。</p>
-----	--

4 番 委 員	<p>番号1「買受適格証明願」について調査結果をご報告いたします。</p> <p>本件は、裁判所において一度、競売に付されたものの、入札者がいなかったため、特別売却へ移行したことにより申請されたものです。</p> <p>この特別売却につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所轄裁判所は、鹿児島地方裁判所</li> <li>・競売事件名は、平成28年（ケ）第111号</li> <li>・特別売却実施期間は、平成29年7月27日から10月3日でございます。</li> </ul> <p>申請地は農用地区域外にあり、地目は登記「田」・現況「畑」、面積は198㎡で、農地法第3条の「買受適格証明願」であります。</p> <p>願出人は、認定農業者で、水稻を中心に5ヘクタールもの農地を耕作しております。申請地を取得後は、果樹を植え付け予定です。また、今回の願い出人は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>なお、本件につきましては、買受適格証明書の交付を受けた申請人が、後日、農地法第3条許可申請書を提出した場合、今回の買受適格証明の交付時と許可内容が異なっていないと認められたときは、農業委員会会長の判断で処理できる旨の議決も、併せてご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号2の「買受適格証明願」について調査結果をご報告いたします。</p> <p>本件は、番号1と同様、裁判所において一度、競売に付されたものの、入札者がいなかったため、特別売却へ移行したことにより申請されたものです。</p> <p>所轄裁判所、競売事件名、特別売却実施期間、申請地については、番号1と同じです。</p> <p>今回の申請は、農地法第5条の「買受適格証明願」で、転用目的は「資材置場」であります。</p> <p>調査の結果、本件は農地法第5条許可申請の判断基準に沿っているものと認められるため、「買受適格」があるものと判断いたしましたところでございます。</p> <p>なお、本件につきましては、買受適格証明書の交付を受けた申請人が、後日、農地法第5条許可申請書を提出した場合、今回の買受適格証明の交付時と許可内容が異なっていないと認められたときは、農業委員会会長の判断で処理できる旨の議決も、併せてご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で、番号2の報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
1 6 番 委 員	<p>特別売却36万円ですが、これはどういう意味を成しているのかを聞いておきたいと思います。</p>

事 務 局	<p>只今のご質問にお答えいたします。</p> <p>この36万円につきましては、鹿児島地方裁判所の方から通知の方がございまして、売却基準価格といたしまして、36万円である旨表示されているものでございます。</p>
1 6 番 委 員	<p>もし、今の議事で両方とも資格があるというふうになった場合に、どちらがこの土地を取得するかということですが、どういう手続きで持って、どちらにするというのが決まるのですか。</p>
事 務 局	<p>只今のご質問にお答えいたします。</p> <p>特別売却におきましては、改めて期間が設定されるのですが、期間中に一番最初に買受を申出した方に対して、決定がなされるというのが基本でございます。</p>
1 6 番 委 員	<p>ここで両方決定をしますね。早い者勝ちということですか。</p>
議 長	<p>そういうことではないですか。</p>
1 6 番 委 員	<p>そうすると、同じ時間に許可になったと言わないと、早い方が勝ちではないですか。そういうところはどうするのですか。</p>
事 務 局	<p>只今のご質問にお答えいたします。</p> <p>確かに今回は、お二方証明願いが出ておりますので、買受適格証明書を交付の際は、同時刻に同時に交付をするという形の事務処理を採ることになります。</p>
1 6 番 委 員	<p>事務局に同じ時間に来て、同じ時間に買受適格証明書をもらうということになるわけですね。</p> <p>それから、我々農業委員会は農地を守るという立場ですから、この3条目的で買受をされる人と、もう一つの方は、転用目的が資材置場ですので、どちらを優先するかということで、農地を優先するというふうにすれば、この買受適格は1番の方に決まるわけですけど、2番の方が異議申し立てをすれば、法的には、それは認められるということになる可能性があるわけですよ。そうしますと、我々がどちらかに決めるというふうにしても、それは、意味をなさないということになりますか。</p>
議 長	<p>そうです。裁判所の考えです。農業委員会は何も言うことはできません。</p>
4 番 委 員	<p>3条申請の方は、農地を守るためだったら、自分の方だという思いもあると思います。</p>

議 長	<p>農業委員会としてもその気持ちはありますが、公平にしないといけません。ご理解下さい。</p> <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7、「買受適格証明願に関する件」、2件につきましては、適格があるものと認め、また後段についても議決するものいたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席後)</p>
1 6 番 委 員	<p>(特別売却が先着順であることが原則であることについて) 実際、そんなことがあるのですか。</p>
1 5 番 委 員	<p>ここで、3番委員に説明してもらったらどうでしょうか。</p>
議 長	<p>3番委員、説明をお願いします。</p>
3 番 委 員	<p>通常、競売の場合は、入札期間を設けて行います。昔は、1回目に入札がなければ、2回位は確かやってました。それでもない時には、買受人の申出があった時その人に売るとというのが、特別売却の手続きなんです。今回のケースは、それまで入札をやっても、誰も買い手が付かなかったのに、たまたま買いたいという人が二人出てきたという案件です。裁判所は、もともと買い手が付かなかったので、買い手が現れたらその人に決定しますということだと思います。売却の実務では、最低売却価格につき、鑑定の上決定すると思います。1回目入札で不調だった場合、そのままでは2回目は売れないから、多少最低売却価格を下げ、それでも不調であれば、特別売却では、おそらく、さらに最低売却価格を下げるのが基本と考えます。今回の申出期間中であれば、売却価格が高い方に決定するのか、先程から話が出ているように、最初に買受の申出をした人に決定するのか、そこは裁判所が判断される案件だと思います。いずれにせよ非常に珍しいケースだと思います。</p>
1 6 番 委 員	<p>そういう申出順でなくて、特別売却の値段を、高い方に売るとかいうような制度にすればいいなと思います。</p>
議 長	<p>あくまでも裁判所の判断ですから、我々はどうすることもできません。3番委員からいろいろお聞きしてよくわかったと思います。</p>

議題 8. 農用地利用集積計画に関する件 28ページ～40ページ 23件	
議 長	<p>次に、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 32ページ、番号 1 号につきましては、13 番委員自身が申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(13 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 1 号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 32ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 号、3 筆で地目：田、面積 1, 436.00㎡、権利の種別：使用貸借権、設定期間 3 年、区分：更新。 平成 29 年 7 月 31 日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」番号 1 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(13 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの 22 件及び先ほどの 1 件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>28ページをお開きください。</p> <p>「議案第8号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成29年7月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権10件29,154.00㎡、うち新規7件11,170.00㎡、賃借権13件18,338.00㎡、うち新規8件10,982.00㎡、合計23件47,492.00㎡、うち新規15件22,152.00㎡となっております。</p> <p>次に29ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間設定期間3年が3件、1年から3年未満、5年、10年が各2件、5年から10年未満が1件となっております。</p> <p>次に30ページをお願いします。</p> <p>これは、28ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間3年が8件、5年が4件、5年から10年未満1件となっております。</p> <p>次に31ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権31筆、賃借権17筆、計48筆。面積は、田21,315.00㎡、畑23,661.00㎡、樹園地2,516.00㎡、計47,492.00㎡うち更新分は、25,340.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は23人。うち更新分は8人となっております。</p> <p>次に32ページから40ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 9. 相続税の納税猶予に関する件 41ページ 1件	
議 長	次に、議題 9. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	<p>それでは、41ページをお開きください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもと猶予又は免除するという制度であります。</p> <p>この制度を利用するにあたり、初回の場合は、「農業経営を開始したと認められる旨の証明書」並びに「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を添付して税務署へ届け出ることになっております。</p> <p>この証明書の発行のため、新規1件の申請が平成29年6月29日にあり、7月14日に1番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>申請者は被相続人の子でございます。相続開始年月日は、平成28年12月30日、今回が初めての発行でございます。</p> <p>今回、調査いたしました番号1の特例適用農地は、全て畑でありました。</p> <p>ビニールハウス10棟のうち、6棟は、「ほうれん草」「すいか」「トマト」が作付され、残り4棟は土壌の消毒中であり、「ほうれん草」を作付予定とのことでした。露地には、里芋、深ねぎが作付され、大豆、あずき、人参を作付予定とのことでした。</p> <p>従いまして、番号1の特例適用農地において、申請者が農業経営を行ってまいりましたので、「農業経営を開始したと認められる旨の証明書」並びに「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の発行については、支障がないものと判断いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 9. 「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>

<b>議題 10. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b>	
<b>別冊資料 2 1 件</b>	
議 長	次に、議題 10. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 それでは、吉田、14 番委員お願いします。
14 番委員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、山林 4. 現況、申出地は、本名町前峰地区にあり、吉田支所から北西へ約 5.2 km に位置し、東側は他人畑、西・南側は山林、北側は他人田に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 10. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
<b>議題 11. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件</b>	
<b>別冊資料 2 1 件</b>	
議 長	次に、議題 11. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 それでは、桜島、2 番委員お願いします。
2 番委員	ご報告します。6 ページです。 3. 変更後の用途、牛舎 4. 現況、申出地は、桜島赤水町拾町地区にあり、桜島支所から南西へ約 5.3 km に位置し、東側は他人畑、西・南側は山林、北側は市道に接している。 5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は牛舎であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11、「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」、1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題12. 農地法第3条の下限面積について</b> <b>別冊資料3</b></p>	
議 長	<p>続きまして、議題12、「農地法第3条の下限面積について」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料3の1ページをご覧ください。</p> <p>議題12 農地法第3条の下限面積について</p> <p>平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。</p> <p>「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、その中で、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要について審議することとなっております。</p> <p>このため、今年度の下限面積の設定については、以下の通り提案をいたします。</p> <p>（1）農地法施行規則第17条第1項の適用について</p> <p>方針 現行の下限面積20アールの変更は行わない。</p> <p>理由 2015農林業センサスで、管内の農家で20アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約4割であるため。</p> <p>（2）農地法施行規則第17条第2項の適用について</p> <p>方針 現行の下限面積20アールの変更は行わない。</p> <p>理由 遊休化率の高い地区もあるが、農地の細分化や転用目的の農地取得防止のためこれ以上下限面積は下げない。</p> <p>参考としまして、2ページ目以降に、設定方法や試算結果、関係法令等添付してございますので、お目通しください。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題12。「農地法第3条の下限面積について」は、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題13. 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について 別冊資料4</b>	
議 長	<p>続きまして、議題13。「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>議題13「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>この意見の提出は、農業委員会法第38条に規定する、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」に基づくものでございます。</p> <p>今年度の「農業委員会の意見」につきましては、7月の地区推進協議会において、支局ごとに取りまとめでいただいたものを、7月・8月の総会で審議していただき、9月に市長へ提出したいと考えております。</p> <p>それでは、お手元の資料に基づいて、ご説明いたします。</p> <p>1番から7番まで7項目、意見を列挙しております。</p> <p>7月の運営連絡会において、内容をまとめられるものについては、まとめた形でお示ししております。</p> <p>農業委員会として、市の施策に活かせるように、意見を提出するものでございますので、内容をよく吟味し、整理していただきたいと思っております。</p> <p>内容につきましては、事務局説明の後、一括して審議していただき、皆様方のご意見をお願いいたします。</p> <p>今回、出されたご意見を基に運営連絡会で整理し、来月の総会で、再度、審議していただき、最終的に意見としてとりまとめたいと考えております。</p> <p>1ページに、各支局から提出された意見の総括と提出支局名、27年度・28年度の要望・意見を参考として記載しておりますので、お目通しを願います。</p> <p>2ページ以降は、支局から提出された意見を集約しておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>また、参考として記載しているものについては、それぞれお目通しをお願いいたします。</p> <p>それでは、2ページをお願いいたします。</p> <p>1 有害鳥獣被害対策について</p> <p>有害鳥獣被害対策におきましては、毎年、電気柵・箱わな等の設置や管理、猟友会による捕獲等にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>農作物への被害は、農業収益の減少はもとより、農業者の耕作意欲の低下を招</p>

き、遊休農地への増加へとつながります。結果的に、有害鳥獣の新たな生息域となり、被害の拡大という悪循環になっています。

これは、国が進める遊休農地解消や農地の担い手集積などの推進とは相反する状況ですので、有害鳥獣被害防止の抜本的な対策として、次の事項について意見を提出します。

(1) 電気柵補助率の復元及び箱わな等の設置経費の補助について、さらなる予算の増額をお願いするとともに、現年度の要望にも対応できる予算の確保もお願いしたい。

また、市が保有する箱わなの貸し出しの継続と鉄柵も補助事業の対象に加えるようお願いしたい。

(2) 地域の農地を囲い込む広域な進入防止柵の設置の導入に向けた積極的な取り組みをお願いしたい。

(3) 鳥獣肉の需要が少ないとのことであるが、捕獲した鳥獣肉の処理・加工から販売までの一貫した体制整備をお願いしたい。

(4) 有害鳥獣駆除の時期や区域等の規制により、効率的な成果を得られ難い場合もあることから、有害鳥獣駆除解禁の時期や期間の見直しの検討及び行政管轄区域境での連携を図るため、関係団体等との協議会の設立への働きかけをお願いしたい。

(5) 鳥獣被害対策課等の専門部署を設置し、被害対策について積極的に取り組むことをお願いしたい。

続きまして、4ページをお開きください。

## 2 圃場及び農道・里道・水路の整備及び維持管理について

農道・里道・水路の機能保全是、健全な農業経営に欠かすことの出来ない事項ですが、農業従事者の高齢化や減少により、受益者のみでこれらの維持管理を行うことが極めて困難な状況になってきており、営農に支障をきたす状況になりつつあります。また、水田の用排水路も経年劣化が生じており、破損による水漏れ等が発生し耕作が十分に出来なくなっている現状です。いずれにしろ受益者による管理や負担による整備は限界があり、行政側で対策を講じなければ、耕作放棄地の増や農業従事者の減の要因となってきています。この件については毎年意見として申していますが、現段階では整備箇所が一部の要望個所に留まっているように感じられます。そのため、全体的な調査を行い、年次整備計画を策定し、早急に事業実施を行ってもらうように要望し、次の事項について意見を提出します。

(1) 農道・里道に雑草が繁茂し通行不可能や火災が危惧される箇所や、水路内の堆積物等による氾濫等が危惧される箇所があることから、伐開、浚渫等の維持管理を行政で対応して頂きたい。また、農道・里道の法面や、農道上空にかかる枝木が繁茂し、農作業機械の運搬に支障をきたし大変危険であることから、地主への指導や除去対策の推進をお願いしたい。

(2) 農道のコンクリート舗装及びアスファルト舗装が終わっていない箇所の整備や、舗装されており車両が通行可能にもかかわらず、市道等に認定されておらず、雑草が繁茂し通行に支障を及ぼしている道路の市道・農道への編入を検討していただき維持管理をお願いしたい。

(3) 災害時には現年度の要望にも対応できる十分な予算の確保をお願いしたい。また、迅速に対応をするためにも、旧5町の農林事務所には、農林土木担当の嘱

託員の配置をお願いしたい。

(4) 数十年前に土地改良事業が行われた圃場は、排水等が悪くなってきており土地の幹旋が難しくなっているため、県営事業等の補助事業を導入して再度整備を図ってもらいたい。また、排水が悪くなっている水田の整備等について、維持管理と予算の確保をお願いしたい。

(5) 通常、基盤整備事業を導入する場合、整備個所の区域面積が基準面積以上ないと導入できない。しかし、地域においては、小面積の農地も多く基準面積に満たないため事業導入できない個所も多々ある。それらの農地に事業導入できるような緩和された新基準の基盤整備事業導入を検討していただき、小面積農地の基盤整備をお願いしたい。

続きまして、6ページをお開きください。

3 活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の減免とビニールハウス資材等の補助について

桜島噴火降灰被害を防止する目的で設置した野菜の硬質ハウス、桜島小みかん等の屋根かけビニールハウスは、降灰下では不可欠の施設です。事業については、市民に安心・安全な農産物を供給する上で、重要な役割を果たしておりますが、現在償却資産税の課税は、事業費の全額が対象となっており、この税の負担が大きいため新規の農業者はもちろんのこと既存の農家もこの事業への取り組みを躊躇されています。また、防災営農対策事業でハウス新設の補助はあるが、既存ハウスのリフォーム等による有効利用が可能となれば、高齢化する農家の労働意欲と安全性を高めることに繋がります。このことから以下の事項について意見を提出します。

(1) 桜島という活動火山による降灰下における農業の特殊事情を考慮していただき、同事業により設置した硬質ハウスの償却資産税については、事業費の自己負担部分のみを課税対象にするよう、「鹿児島市税減免の基準に関する規則」の減免基準に規定していただきたい。

(2) 防災営農対策事業にハウス資材の導入に対する補助と廃棄ビニールの処分に対する補助の追加をお願いしたい。

続きまして、8ページをお開きください。

4 将来の農業を担う農業後継者等の確保について

本県は、農業・林業・漁業を基幹産業とした地域です。その中でも農業の占める役割は非常に重要な位地付けとなっています。その農業に従事する若者が近年非常に少なくなっている傾向がみられます。農業経営は専門知識の習得は勿論必要な事ではありますが、それ以上に経験も重要です。それらを考えると将来の農業従事者となる若者を早めに確保し育てていかなければ、県の基幹産業である農業が将来危機を迎える恐れがあります。

また、農業従事者が減っていくと農地の荒廃が進み耕作放棄地の占める割合もかなり増えることが予想されます。

このような将来の農業を考え、本市においても早めに若者等の新規就農者を確保する必要があります。しかし農業経営は非常に難しく所得も低いことから、自主的に就農する方は少ないのが現状です。このような現状を踏まえて、本市でも既に体制強化や事業の取組み等に尽力されていますが、新規就農者の確保は喫緊

	<p>の課題でありますので、更なる取組みの強化をお願いしたい。</p> <p>続きまして、9ページをお開きください。</p> <p>5 ジャンボタニシの駆除について 耕作放棄地や休耕田等で増殖したジャンボタニシが耕作地に侵入し、植付時に稲苗を食害するため、植えつぎを繰り返すなど、田植えに支障をきたしています。</p> <p>そのため、一般農家では、ジャンボタニシ駆除用の農薬を散布し、植付を行っているため、農薬代が増大し、営農に苦慮していることから、農薬代の助成をお願いしたい。</p> <p>6 日本と欧州連合（EU）経済連携協定（EPA）について 市は国に対してEUとのEPAにおいて農業者の利益を守るため農産物の再生産を補償する関税を守るように要請すること。工業製品を売り込むために農業が犠牲になるような、前のめり交渉は行わないようにしていただきたい。</p> <p>最後に、10ページをお開きください。</p> <p>7 再生産できる米価にするために 政府は来年から米に対する直接支払交付金を全額削減することを決定しています。10a当たり15,000円だった交付金を全廃したことによって、米生産農家は大きな損害を被ることになります。大規模農家ほど損害額は大きくなります。今でさえ、コスト以下の米価になっています。交付金を引き上げ、米生産を援助しなければ、米を作る農家はますます減少し、耕作放棄地は増える一方になります。市は国に対して交付金の存続と引き上げを要請するとともに、市独自でも米を守る政策を打ち出していきたい。</p> <p>以上で「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出」に関する説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。</p> <p>本年は、先ほどあった通り、7点出されて、事務局の方でよくまとめてもらいましたが、例年4点ほど市に要望しております。1点ずつ審議する形でよろしいですか。それと、国の方で取り扱うべきものか、その辺も含めてしていきたいと思えます。</p> <p>1点ずつ審議する形でよろしいですか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>

16番委員	皆さんが苦勞されて提出された意見ですから、たった7件ではないですか。全部市に提出するようにお願いします。
議 長	<p>その点も含め、皆さんの意見で決めたいと思います。</p> <p>1 有害鳥獣被害対策について 全国的にも毎年益々増えているということで、国へも出しているわけですが、ほとんどの支局から出ています。これは、出していくということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>2 圃場及び農道・里道・水路の整備及び維持管理について これも非常に重要なことだと思うので、これも、出していくということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>3 活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の減免とビニールハウス資材等の補助について 鹿児島市は桜島を抱えていて、昔から被害も多くて、昔からいろいろな補助があったわけですが、最近はビニールハウスを作る人もいない、償却資産税が高いわけですから。そのようなことで、各地で農家の皆様方の声大きいものですから、毎年出しているの、できればお願いしたいという農家の強い意見がありますので、これも声を上げていかなければいけないと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>4 将来の農業を担う農業後継者等の確保について これも非常に重要な問題で、最近農家が少なくなり、後継者も少ないということで、憂慮する事態となっていますが、国の基本は、食べるものがなければ、大変なことになるので、鹿児島市にも要望していくのが筋だと思いますので、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>5 ジャンボタニシの駆除について これは、初期段階の苗の時、植えてから2、3週間位被害があります。その対策を取れば、なんとかなると思われま。後は、雑草を食べてくれるというような面もあります。どのようにいたしますか。</p>

7 番 委 員	ジャンボタニシの被害と言うのは、伊敷、郡山、中山等、本市の地区では、ほとんど被害が出ているはずなんです。農家からの意見として、農薬代が高いというのがあります。これを伊敷から提案した理由は、隣の日置市、南さつま市、こちらの方は、農薬購入の半額を補助金として、今年からやっているというのを、私は聞きました。だから隣接する鹿児島市も導入を始めて欲しいということから出しました。中山地区、郡山地区もたくさんいるはずなんです。そちらの委員の皆様はいかがですか。
議 長	私は、中山ですが、確かに多いです。
5 番 委 員	松元では、今度農協の方で、今年から農薬の補助があります。そういうのが今ありますから、鹿児島市の方でも考えてもらったらいいわけですよ。(タニシが)幼児の時にやっかいですね。今はどこもジャンボタニシは増えてくると思います。これは個々でしないと全体で駆除はできないわけですよ。タニシは水路を伝わってずっと流れてきます。
4 番 委 員	各自農家で対策は取っていますが、全体の補助となると相当な予算にもなりますので、できることなら、耕作している田んぼの周りだけでも、そういうのがあったら助かるなという話なんです。考えていただければと思います。
議 長	そこはまた不公平が出てきますね。
5 番 委 員	農協がするみたいに、農薬の助成金がいいわけですよ。
1 5 番 委 員	県連の方は何もしてくれないのですか。
議 長	市内の農協はやっていないですね。日置等は耕作面積が大きいですから実施しているのでしょう。
6 番 委 員	耕作者があちこち入ってくるから、絶対広がっていきます。
5 番 委 員	トラクターに付いてきますよね。
議 長	皆様方の意見が出した方がいいということでしたら出しますが、よろしいですか。
1 5 番 委 員	我々は何年も前から、ジャンボタニシの対策をしてきました。ジャンボタニシは段ボールに集まるので、その習性と利用するとか、冬の間、屑を入れるとかします。

5 番 委 員	休耕田をトラクターで、ロータリーを早く回転させながら、ゆっくり浅く耕起するという方法があります。また、段ボールではなく、周辺に雑草でも入れればいいんです。刈った草を周りに入れておけば、ジャンボタニシは苗でなくて、その草を食べる、そういう習性があります。
1 5 番 委 員	水の取り口に細かいネットを張って、用水路からジャンボタニシが入らないようにします。
議 長	<p>それでは、今回は出すということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>6 日本と欧州連合（EU）経済連携協定（EPA）について これは、4月6日の首脳会議で合意が宣言されて、大体決まっているわけですが、これは、国に対してということで、JAの団体でも、いろいろ国へ要望を出すし、農業委員会系統の全国農業会議等でも言っています。これは、市には出さなくてもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>市に出さなくても、JAグループでも出しますし、国の農業会議等でも出していますので、よろしくお願いします。</p>
1 6 番 委 員	ちょっと待って下さい。なぜですか。全国の農業委員会も当然反対しているわけでしょうけど、国に対して、農業委員会自身の意見を発信している所は、非常に少ないと思います。全国の農業委員会がこういった意見を国に上げるということは、大事なことだと思います。
議 長	国には出しています。
1 6 番 委 員	市長がこういう声を国に上げて欲しいというのが私の願いです。大枠合意になりましたけど、実際は、EUの全加盟国がそれぞれの国で、批准をしないとこの協定は発効しないわけです。まだまだ2年も3年も先の話になるんですよ。ですから、大枠合意になったからといって、直ちにそれが発効するわけではないのです。
議 長	農業団体等いろいろなところで要望しています。
1 6 番 委 員	TPPと変わらない位大事な問題ですよ。そういう意味でも出して欲しいと市に言うだけではないですか。

1 5 番 委 員	<p>今回は、鹿児島市が対応できる段階のものを市の方へ提出する。国や県へは別に要望の機会がありますよね。その時に、鹿児島市の農業委員会はこういう意見を持っているから、鹿児島県として意見をまとめて国へ要望を出して欲しいと。この6番については、鹿児島市長に言っても、こういうふうに心がけしめすとしか言えないと思います。ですから、鹿児島市が、市を上げて、市内の農家のために取り組めることをお願いした方が一番妥当ではないかと私は思います。皆さんどうでしょうか。</p>
7 番 委 員	<p>この問題については、私共もものすごく危機感を持っていますし、後継者はいないし、大変な問題だと思っています。今、15番委員から説明があったように、今回の意見については、鹿児島市が独自にやってくれることを要望としているので、また国に対する要望事項というのが、この1年の間にあったと思いますので、その中で採択していただけたらいいのではないかと思います。</p>
議 長	<p>7番委員、15番委員からありましたとおり、この意見が大多数だと思いますので、鹿児島市には意見は出さないということでよろしくお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>鹿児島市には出さないけど、国には要望するということが、前提条件ですよ。その時に採択するということが、今回は保留にするということが前提条件です。</p>
議 長	<p>それでいいと思います。</p> <p>7 再生産できる米価にするために これも国の政策で、来年度で終わりです。どのようにいたしますか。</p>
1 6 番 委 員	<p>鹿児島市内という、ごく限られた地域だけの問題を農業委員会は取り上げるといふふうには決まっていなわけです。世界のどのことについても、我々は農家の議会なんですから、そのような問題について、提言をするというのは、当然なことです。この米価の問題ですけど、ここに書いてありますとおり、7番委員も相当米を作っていらっしゃるわけですが、最初15,000円あった交付金が7,500円になり、それが来年からは出ないと。こういうことになると、大規模農家ほど損失が大きくなり、1千万円を超える損をする大きな農地所有適格法人もあるわけです。こういうことを考えると、また、そういう交付金が出ないことによって、米作りはやめたということで、どんどん耕作放棄地が増えるということは当然の流れであり、年々それが進行していくわけです。そういうことを思うと、市が国に対して、こういう交付金をなくしてくれるなということとか、米価をちゃんとしてくれというふうに市が国に要望するというのは、当然のことではないですか。やはり国全体を見るもしくは県全体を見るそういう立場で、我々農業委員会は意見を出すというのは必要だと思います。ぜひ、これも載せて下さい。</p>
議 長	<p>16番委員の意見もわかりますが、我々は農業委員会という組織で動いているわけであって、我々は農業委員会の意見も、国に出す前は全国農業会議を通じて出すわけです。その意見を出す時はまたあるわけです。</p>

7 番 委 員	最後の文書のところに、市独自でも米を守る政策を打ち出していただきたいと書いてあるわけですよ。国が15,000円、私はざっと150万位、それが今半分に、来年からなくなりますよ。アルバイト月10万払います。75万円あれば、一人6ヶ月間アルバイトが使えるわけですよ。そういう制度がなくなったら、市独自でもやって欲しいということを16番委員からの要望ではないかと思いません。個人的にはぜひやって欲しいと思います。私の面積が大体15町位ありますので、わずか15町ですから、150町ある人は、何千万という金額になっていくわけですよ。影響が大きいわけです。国が政策を打ち切るのであれば、市独自でも続けて欲しいというふうにこの文章から思いました。
議 長	農政は国の機関であって、国が決めたのを市町村、県がいろいろやっているわけです。
7 番 委 員	国が決めるのだけど、国の施策に対して地方は上乘せしてくれるんです。産地交付金というのがあるんです。それを鹿児島市も乗せて欲しいという要望でよろしいのではないですか。
1 6 番 委 員	国が決めたから、それに従わなければいけないというのはおかしな意見でしょう。そう思いませんか。そういう結果が、今も農業の現状を引き起こしてきたわけではないですか。今の政府のやり方に反対するというようなこともやらないと、国の農業はどんどん廃れていきます。戦後、一貫して、農業は蔑まされてきたといえますか、大変な状況に置かれてきていると思うんです。もう農業は要らないというような状況を今の政府は作っているではないですか。今もう200万人を切るような農業人口ですよ。これをどんどん下がっていけば、日本の農業は成り立たないと。こういうことを踏まえて、私はこういう意見を国や県に述べるべきだということを言っているんです。そう思いませんか。市は、県や国がやることについて、文句を言うといけないというようなことではよくないです。
議 長	文句を言うといけないという考えではなくて、予算も国からいろいろ交付金をもらってまわしているんです。そういう中で国の政策を全面的に否定して、鹿児島市にもそんな補償をするような予算はないと思います。

1 5 番 委 員	私もちよつとした事業ですが、補助申請をした時に、経営面積が少ないからため、個人だからだめということ、自己資金でやるようにしているのです。補助金は確かにに大事です。でも国の方針とか、県の方針、鹿児島市が独自でやってもなかなか難しい問題もあると思います。ですから全体的に、先ほど言いましたように、こういう問題は、鹿児島市の農業委員会として、県の農業会議に上げて、それを国へ出すというような順番で、鹿児島市が動いてもどうにもならない範囲と、確かに市独自で上乘せができるのだからというその辺は、農林の方となんとかできないかと話を持っていけばいいのではないかと思います。先ほど申しましたとおり、このような大きな問題は、県の農業会議に出した時に、鹿児島市の農家を守るためにはこういうことが必要だという要望の出し方の方が、市としても動きやすいのではないかと思います。鹿児島市の農家がこういうふうに困っていると、市、県の意見として、上層部に出してもらおうという方向で話をまとめた方がいいのではないかと思います。
1 6 番 委 員	確かめておきますが、鹿児島市の農業委員会が市に意見を出す、国に意見を出す、直接国や県に出したりすることは認められていますか、認められませんか。
議 長	その辺は、断言することはできません。我々は、あくまでも農業委員会系統として、県の農業会議を通じて、国の農業会議へ農業委員系統で出しています。また国は直接、農水省に要望を出すというのは恐らく認めていません。
1 6 番 委 員	それは間違いないですか。法的にもそうなっていますか。
議 長	それは、個人の考えです。農業委員会系統としては、県、国の農業会議を通して、段階的に出していくようになっています。
1 4 番 委 員	確かにこの支払交付金は、30年から廃止になるということですので、そうした時に、7番委員からもありましたけど、これは確かに国の施策であって、市がどうこう言うことではないかもしれませんが、やはりこれは、農業委員会の意見として、市に出して、市の農林部の上層部で検討していただくことも大事なことでないかと私は思います。
7 番 委 員	14番委員から意見が出ましたが、私は自らお願いしたい事項なんです。参考までに日置市は、国の補助金に県の補助金を足して、市独自でも補助金を乗せています。そういう制度もあるんです。鹿児島市はなぜないのかと。農協がほとんど農政に力を入れていないです。市にお願いするしかないなと私は思います。日置市の場合は、産地交付金を特別に乗せて、農家に補助金を出しています。そういう例もあるんです。だから鹿児島市も見直して、荒廃していく農地を守っていくためには、何らかの独自の政策が必要なのではないかと思います。そういう意味での要望ではないかと私は理解しています。
5 番 委 員	市への要望は、4、5問と限られているのですか。
議 長	例年、それ位です。

5 番 委 員	<p>それなら、今年はこれを盛り込んでもいいのではないかと思います。ここで話をしても一緒です。4問上げようが5問上げようが一緒ではないですか。そういう考えもありますよというふうに理解して、今回は、5問でも6問でも上げてもらってもいいのではないですか。決まっているのであれば別ですよ。</p>
議 長	<p>それでは、今年は市に出してみます。よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p>
1 7 番 委 員	<p>それに関連して、今までは、農地部会に2人、振興部会に2人、4人市議会議員がいたわけです。この新しい制度になってから、議会と我々農業委員との接点がないわけです。こういう市に対する要望などを出す時に、農業委員会と市議会が懇談するような会議というようなのを設定してもらって、我々農家の要望を市議会でも持っていかないと、市議会の方は持って来れないし、農業のことをますます市議会の方は蔑ろにするのではないかと。特に郡山、松元、桜島、市議がない地区では、農家の声は上がりません。市議会に置いていかれた気がするのです、ぜひ、農業委員会から、市議会に何か懇談会とかそういう設定してもらうように、ぜひ執行部の方に要望したいと思います。</p>
議 長	<p>地元市議会議員がいる地域は、話したりするのができると思うのですが、農家が多い地域は市議会議員がいなかったりして、農業と話す機会も段々なくなっていますからね。そこら辺もぜひ考えてみたいと思います。</p> <p>それでは、今年は、1、2、3、4、5、7の6点を要望していきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題13。「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第5回総会で再度審議したいと思います。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きます、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>42ページ～44ページ 3件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	報告します。42ページです。 照会日：平成29年7月3日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年7月10日に鹿児島地方法務局へ報告済。 続きまして、43ページです。 照会日：平成29年7月7日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年7月20日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4番委員	報告します。44ページです。 照会日：平成29年6月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年6月29日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
<b>2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について</b> <b>45ページ 1件</b>	
議 長	報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	報告します。45ページです。 照会日：平成29年7月4日、7筆、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。1筆、現況：農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況農地である。 処理状況：平成29年7月19日に鹿児島市長へ報告済。 以上です。
<b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>46ページ～48ページ 15件</b>	
議 長	それでは、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>46ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は15件です。</p> <p>登記地目別では、田11筆、5,064.00㎡、畑42筆、36,640.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が15件。権利の種別は、所有権が15件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が14件となっております。</p> <p>47～48ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b>  <b>49ページ～57ページ 33件</b></p>	
事務局	<p>49ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、多い順にその他が4件、駐車場が3件、資材置場1件、合計8件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が18件、共同住宅が3件、その他が2件、資材置場、店舗等が各1件、合計25件となっております。</p> <p>50ページから51ページは、4条関係8件、52ページから57ページは、5条関係25件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>5. 農地パトロールについて</b>  <b>別冊資料5</b></p>	
議長	<p>次に、報告事項5「農地パトロールについて」事務局の報告をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>農地パトロールについて報告します。別冊資料5の1ページをお開きください。</p> <p>1. 実施期間ですが、平成29年8月29日(火)から8月31日(木)までの3日間を中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>2. このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>3. 調査区域についてですが、本庁1班 谷山4班 吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地区19班でございます。</p> <p>4. 調査員ですが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局・支局職員でございます。</p> <p>5. 調査方法についてですが、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員2名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>6. 調査確認の方法についてですが①遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入します。②無断転用農地は、無断転用調査票に記入します。③農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、農地利用変更届出調査票に記入します。</p> <p>7. 実施結果の整理についてですが、パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して指導や意向確認等を行います。</p> <p>8. 次回11月の農地パトロールについてですが、農地法第30条の利用状況調査は鹿児島市(農政総務課)が行う荒廃農地調査を兼ねており、その荒廃農地調査の報告時期が1ヶ月前倒しになる通知があったため、11月の農地パトロールの期間は例年より早める予定です。</p> <p>農地パトロールの日程とコースについては、2ページから6ページに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、7ページから10ページでございます。よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてご説明いたします。  お手元に配布いたしております「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出について」という資料をご覧ください。  この件につきましては、平成23年7月の農地部会及び振興部会で申し合わせがなされております。この申し合わせに基づき、今年度の編集委員をお願いするものでございます。  それでは、資料の内容についてご説明いたします。  まず、1番目の「かごしま農業委員会だより」の発行についてでございますが、農業委員会の広報を目的に、年1回、12月に発行し、農地台帳に登載されている全農家と関係機関等に6,300部、配布しております。  編集担当者は農業委員6名と事務局職員でございます。  次に、2番目の「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてでございますが、平成29年度の編集委員は、谷山地区、伊敷地区、中央地区、吉田地区、桜島地区、郡山地区より各1名選出することになります。  最後に3番目の今後のスケジュールについてでございますが、該当する地区は、8月の地区推進協議会で編集委員の推薦をしていただきます。  8月から10月までに3回編集会議を開き、12月中旬に関係者に配布したいと考えております。  なお、編集会議の日時についてですが、8月から10月までの各総会終了後に開催する予定です。皆様から了承をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。  以上で説明を終わります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>・平成29年度第5回総会（月例）開催日時は、  8月28日（月）午前10時開会  みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時55分）</p>